進める必要は、これまでもあったし、またこれからも到来するであろう。……」(横山宏・小林文人編作いのことは社会教育の場にあっても同断であって、立法の原点に立ち戻ることによってあらたな一歩をのことは社会教育の場にあっても同断であって、立法の原点・起点に立ち戻ってその道を求める。こあるいは前方に光を発する灯に導かれ、あるいは出発の原点・起点に立ち戻ってその道を求める。こから、第三の段階を迎えるまで発展して来ているといえよう。……一般に人は進路に迷い躓いたとき、いう、第三の段階を迎えるまで発展して来ているといえよう。……一般に人は進路に迷い躓いたとき、いう、第三の段階を迎えるまで発展して来ているといえよう。……一般に人は進路に迷い躓いたとき、いう、第三の段階を迎えるまで発展して来ているといえよう。……一般に人は進路に迷い躓いたとき、いう、第三の段階を迎えるまで発展して来ているといえよう。…… が単に国家だけにあるものではなく、憲法・教育基本法の筋道に照らし、あるいは教育科学の研究成 ができる。……今日では、教育権思想の昂まりや地方自治思想の定着などに支えられて、法文の解釈 まで幾多の荒天波浪にもまれながらも、よく航路を導く灯としての役割りをはたして来たということ たのである。社会教育法もその主要な一翼を担うものとして呱々の声をあげたのであって、爾来今日 的で文化的な、そして世界の平和と人類の福祉に貢献するための具体的な目標と道すじを明らかにし 基礎を確立するために教育基本法をはじめとする一連の教育関係法律を制定することによって、民主 「……戦後民主的な国家として蘇生したわが国は、新しい憲法を制定したのに引きつづいて、教育の 『社会教育法成立過程資料集成』 昭和出版、 一九八一年、「はじめに」より。

4

特別委員会で一括審議を行った。これは文字通り立法府としての国会の自己否定である。 等」(二〇一八年一二月二五日閣議決定) 所管に属する事項」「教育委員会の所管に属する事項」(衆議院規則、、、、、、、 で国会に上程することを決め、 ど公立社会教育施設を首長部局に移管することが可能となった。それも「義務付け/枠付け べていた。制定後から七○年を迎え、なおも続く「荒天波浪」のもと、 においても航路を導く灯としての役割を果たしてきた社会教育法の立法の原点に立ち戻る必要性を述 日には第九次地方分権一括法が成立し(六月七日公布、 社会教育法 (一九四九年)制定後のほぼ三〇年後に横山宏はこのように述べて、「荒天波浪」 たとえば衆議院では文部科学委員会の所管事項である「文部科学省の の名のもとにである。同閣議決定は「一括法」とい 同日一部施行)、 傍点筆者)を無視して地方創生 今年(二〇一九年)の 公民館・図書館・博物館な う法形式 の見直し 五月三 0 なか

保措置を講じた上で、 会教育機関」という)について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のた 関係法律等の改正について」(二〇一九年六月七日)を発出している。そこでは「今回の改正は、教育 委員会が所管する公立の図書館、 主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育 に地方公共団体がより効果的と判断する場合には、 文部科学省は、 第九次地方分権一括法の施行に伴い、文部科学省総合教育政策局長通知 条例により、 博物館、 地方公共団体の長が所管することを可能とするものです」とされ 公民館その他の社会教育に関する教育機関 社会教育の適切な実施の確保に関する一 以下 地域 「公立社 定の担 0

的に成立するのか、 う目的が、 憲法・教育基本法・社会教育法・図書館法・博物館法・地方教育行政法に照ら そもそも「まちづくり、 という点を指摘しなければならない。 観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために」と して法論理

ました昭和二十三年の旧教育委員会法の提案理由説明においては、 委員会が首長の意向を変更させたり、 改正は明らかに矛盾する。さらに同日の委員会では「首長と教育委員会の意見が対立した場合に教育 す」(傍点筆者)と答弁している。 挙げられており、 公共団体の長や教育委員会に意見を述べる「会議の設置」は法制化されず、 可能にする「一定の担保措置」について、 教育委員会が首長に提出する意見に法的な拘束力はない」と柴山大臣は答弁している。 二〇一九年四月一七日の衆議院文部科学委員会において柴山昌彦国務大臣は の実効性は極めて低いと言わねばならない 教育行政の地方分権、二、 首長が議会の同意を得て教育長を任命している現行システム このことは現行の地教行法のもとにおいても基本的には変わらないと考えておりま そうであるならば「教育委員会の首長からの独立性」と今回の法 住民の意思の公正な反映、三、教育委員会の首長からの 抑制させたりできるのか」という畑野君枝委員の質問に対 中教審答申 (二〇一八年一二月二一日)が挙げていた地方 地方教育行政改革の根本 さらに「法的拘束力はな のもとでは 「今御紹介をい 首長所管を 予方針とし 独立、 0 性が 担保 して

になった。三重県名張市の複数の担当者が さらに衝撃的な発言が二〇一九年五月三〇日参議院内閣委員会・ 「私の方から要望を出したのではない 田村智子議員による質問 0 国が名張市の先 から 明

提案する二年前の二〇一六年にすでに公民館を市民センターに再編して首長部局に移管してい 景には国と市長の意向を考慮した自治体職員の意識が反映しているようにも思われる。 案する前の二〇一八年二月に公立社会教育施設の所管に係るWG 道(博物館)からであったが、 提案した。借りをつくった。何かの時に返してもらうこともあるだろう」と発言したというのである 制緩和を求める地方からの提案が欲しかったことは想像に難くない。 た文部科学省や「地方分権改革」をすすめる内閣府にとって公民館も含む公立社会教育施設全体の規 た中教審生涯学習分科会や、三月に公立社会教育施設の所管を含む社会教育振興策を中教審に諮問 ものである。ちなみに二〇一四年に始められた「提案募集方式」における社会教育施設分野での提案 応方針」における公立社会教育施設の所管にかかる規制緩和の要望は、三重県名張市から提出された 行事例を知っていて成功事例としてのヒアリングが欲しかったのではないか」「国からの要請を受けて 法改正を準備した二〇一八年一二月二五日の閣議決定「平成三〇年の地方からの提案等に関する対 二〇一四年に群馬県 筆者の問い合わせに対して名張市の担当者は、 七四四 は行っていないと回答している。 |げられてきた社会教育法体制が大きく改変されたことに大きな疑問を感じざるを得ない。 一自治体 (二〇一八年一二月三一日現在) のうち、 (博物館・図書館)・九州地区知事会 (図書館・博物館)、 公民館の所管に関する規制緩和については出されていない。 「提案募集方式」 提案について名張市議会に「議案の提出や議会へ の制度設計は、 たった一つの自治体の提案によって戦 (ワーキング・グループ)を設置し 上述の名張市担当者の発言の背 「首長の了解」 二〇一七年に北海 名張市自体は (「平成三〇 名張市が提 ること

も地方自治体の二元代表制の否定のうえに成り立っているといっても過言ではない 地方分権改革に関する提案募集要項」(内閣府地方分権改革推進室)が要件なのであって、 のである。

施設が国民の知る権利、 採択されている。特に参議院の付帯決議では、五の項目に「特に、図書館、 別委員会(二〇一九年四月二五日)、参議院内閣委員会(二〇一九年五月三〇日)において附帯決議が 会教育法制に導入した点であるが(本書第4章を参照)、今回の法改正にあたっては衆議院地方創生特 る危険性があるということを示したものにほかならない が付け加えられた。換言すれば、 今回の法改正の最大の問題点は、 思想・表現の自由に資する施設であることに鑑み、 「特定社会教育施設」 首長部局への移管を可能にするために「特定」という法概念を計 が国民の知る権利、 思想・表現の自由を阻害す 格段の配慮をすること」 博物館等の公立社会教育

家的戦略とも言うべき「自治体戦略二〇四〇構想」にあると筆者は考えている。 を検討する必要がある」「二〇四〇年頃に迫り来る我が国の内政上の危機」「乗り越えるために必要と える二〇四〇年頃にター あまりにも多いが、そのひとつの回答は、 「自治体戦略二〇四〇構想研究会」は、 なぜこのような法改正を政府は行うのであろうか。 わく そこでは、 「人口増加モデルの総決算を行い、人口減少時代にあった新 ゲットをあてて、 団塊ジュニア世代が定年を迎え、 二〇一八年四月二六日に第一次報告、 バックキャスティング方式で課題を整理するという方法を 現在、 国がすすめている「人口減少社会」に対応する国 高齢者人口 現代の地域・自治体が直面 (六五歳以上) 総務省内に設置され 七月三日に第二次報 しい社会経済モデル がピ して ークを迎 る課

いる。 スタンダード化」、 が行われることは 連携中枢都市圏構想や平成の大合併と通底する課題であり、 提出された「地方六団体からの意見聴取の概要」(第一七回専門小委員会)では、 政の諸課題とその対応方策に 私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方につい を解決」「AI、ICTの活用等で自治体職員を半分に」などという言葉が躍っている。 自治体行政 の二日後の七月五日には、 なる新たな施策 る法律上の枠組み』 11 そこでは、 その第三二次地制調の第一九回専門小委員会では 圏域マネジメントと都道府県・市町村の二層制の柔軟化」「公共私のベストミックスで社会課題 の周縁部町村、小規模町村等の団体・住民自治に基づく自己決定権が制限される (熊本県嘉島町長) クを迎える諸 (O S) (アプリ 自治体からの反発を予想してか「圏域」構想については触れていない 『個々の制度に圏域をビルトイン』、 決して容認できない」「『行政のフルセット主義からの脱却』、 の書き換えを構想する」「スマート自治体」 等は、 課題に対応する観点から、 ケーション) は、「圏域マネジメントと圏域行政のスタンダード化、二層制 安倍晋三首相は、 ついての中間報告 中心市の周縁部町村の衰退、 の開発をその施策の機能を最大限発揮できるようにする 第三二次地方制度調査会に「人口減少が深刻化し高齢者 (素案)」 圏域における地方公共団体の協力関係、 『圏域単位での行政を進めることを真正面から (二〇一九年六月二四日) 「二〇四〇年頃から逆算し顕在化する地方行 消滅を招く危険性があり、 国から一方的に法律に基づく制度づくり 「個別市町 て、 調査審議を求める」と諮問 村のフル 全国町村会の荒木泰 『圏域単位の行政を が明らかにされて セ ット 絶対に容認で おそれがある。 の柔軟化等は、 が、同会議に 第二次報告 主義から ため して

管問題も「自治体戦略二〇四〇構想」の文脈に位置づいているといえるのである。 択的設置や廃止などに連動じかねない考えかたであるといえよう。 的なデザインを上から描き、 や共同化・連携の仕組みの検証が必要」と指摘している。 一部事務組合、 広域連合、 例えば「行政のフルセット主義からの脱却」などは教育委員会制度の選 事務委託や定住自立圏、 連携中枢都市圏、 今回の「二〇四〇」構想も国が基本 その意味で公立社会教育施設 連携協約等の現行の広

上にどのように位置づけられていたのかを検証するためにあらためて掲載したものである。 本法 本的人権としての教育権・学習権を地域で保障する公民館のあり方を、 憲法・教育基本法の精神に則って社会教育法が制定され、 一度再創造していく時期を迎えているのではないか。 (一九四七年) · 立法時社会教育法 (一九四九年、 全文)を入れたのは、戦後公民館が社会教育法 収録された巻末資料編に憲法(抄)・教育基 公民館が同法に定められてから七○年。 社会教育法の原点にか えつ 7

書い 館はだれのも 政策動向と自治体社会教育行政、Ⅲ部 さて、 てきた論稿に加筆 拙編著 一一章から構成されている。 本書は、 0 『公民館で学ぶ -住民の学びを通して自治を築く公共空間 I 部 ・訂正等を加え、 文部科学省組織再編と第九次地方分権一括法、 シリー ·ズ I 筆者が公民館・ 新たに再構成したものである。 人権としての学習権思想の歩みと社会教育法制をめぐる課題 V (国土社) も合わせてお読みいただければ幸い 社会教育をめぐるときどきの課題に向き合って —』(二〇一六年、 本書は三年前に Ⅱ 部 自治体研究社) 公民館をめぐる 刊行し の続編で である